

第3章 地震に強い人づくりのための計画

第1節 地震知識の普及・啓発に関する計画

地震災害を念頭においた町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、この計画に定めるところによって実施するものとする。

1 防災思想の普及・宣伝（実施主体：県、町、関係機関）

（1）町の措置

ア 広報事項

町防災計画の概要や地震津波の知識並びに地震災害時の心得などについて広報し、常に住民の理解と認識を深めるよう努める。

イ 広報活動

（ア）日常広報にあつてはラジオ、テレビや新聞等を通じ、適時広報事項を提供する。

（イ）広報印刷物やインターネット等ニューメディアを活用して防災知識の普及徹底を図る。

（ウ）ビデオで取材するほか、写真も含めた地震・津波災害特集を製作し、理解を深める。

（エ）防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

ウ 活用する広報媒体

（ア）各報道機関

（イ）県及び関係機関の広報組織

（ウ）町広報誌

（2）防災関係機関の措置

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く一般大衆に呼びかけることにより、その実をあげることができるので、各防災関係機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、町民が自らのために推進する。

（3）その他

県、町、その他防災機関は、「防災週間」「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 個別防災教育の推進（実施主体：県、町、関係機関）

各防災関係機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、おおむね次による防災意識の徹底を図る。

（1）防災研修会

災害対策関係法令及び他の法令の防災関係の各項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るための研修会を行う。

（2）防災講習会

聴衆の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。

（3）防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、その他多数の者が出入り、勤務

又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防用設備、その他消防活動上必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務についての教育を実施し、地震火災予防対策の効果を上げる。

(4) 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校における学校教育は、その発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、その属性等を考慮して実施し、地震・津波に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

(5) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等を通じて地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図る。

第2節 防災訓練実施計画

地震災害について防災活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、県、町及び防災関係機関並びに町民が一体となって実施する各種の防災訓練は、この計画の定めるところによって実施ものとする。

1 防災訓練の基本方針（実施主体：県、町、関係機関）

（1）実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウの獲得を目指した訓練とすることを第一とする。

（2）地震防災訓練シミュレーションの実施

様々な想定状況のもと、生じうる問題点・課題を明確化し、関係機関相互の連携のあり方等を習得することを目指してシミュレーションに基づく地震防災訓練を実施する。

（3）訓練内容の具体化

訓練内容の種別ごとに、想定される災害状況等をふまえて、①目的、②内容、③方法（時期、場所、要領等）を具体化した訓練とする。

2 個別防災訓練の実施（実施主体：県、町、関係機関）

防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。

（1）様々な地震発生時刻、規模の設定状況下での初動体制確立、通信、連絡、組織間の連携、被災現場派遣等のテーマ別訓練

（2）広域応援に際しての受入・応援派遣等の訓練

（3）傷病者等を念頭にした救出・医療訓練

（4）避難所における生活支援訓練、物資集積拠点における配送訓練

（5）民間企業・ボランティア等の活用訓練

3 総合防災訓練の内容（実施主体：県、町、関係機関）

広域的総合防災訓練を基本とし、訓練実施内容、具体的目標設定等工夫をこらして、訓練活性化を図るものとする。

4 防災訓練の成果の点検（実施主体：県、町、関係機関）

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、その後の防災施策に反映すべき事項を抽出する方式を確立する。

特に、地震防災訓練シミュレーションを実施し、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を点検・評価し防災施策に反映する仕組みを確立する。

第3節 自主防災組織育成計画

地震に対処するには、自分たちの地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連携して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は地域住民などによる自主防災組織の組織化を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 整備計画の策定

町防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、町の行う指導方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及、自主防災組織の役割及び活動を理解してもらい結成推進を図るためのパンフレット等の資料作成、説明会の開催について取り組むものとする。

3 組織の編成単位

住民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、その組織化の推進は下記事項に留意のうえ、町が住民と協議をし、実施するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に次のような方法により組織づくりをするものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その他の地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

6 活 動

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災に関する知識の普及	ア 災害情報の収集、伝達
イ 防災訓練の実施	イ 責任者等による（災害時要援護者等に配慮）避難誘導
ウ 防災資機材の備蓄	ウ 出火防止
エ 防災リーダーの育成	エ 救出救護
オ 災害時要援護者の情報把握	オ 給食給水

7 資機材の整備

町は、消火、救助、救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震時には、避難、備蓄の機能を有する拠点となる施設の整備を図るものとする。

第4節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。

特に高齢者、障害者等の災害時要援護者については、事前の避難計画策定等、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、保育所における、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障害、知的障害及び精神障害の児童・成人、あるいは乳幼児の安全を図るためには次の防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 町防災計画の策定

町は、災害発生時に災害時要援護者へ遅滞なく対応するための防災計画を策定するものとする。

(2) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるよう、また施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄の推進

乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧の確保に努めるものとする。

2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に施設等から避難できるよう施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

3 在宅介護を必要とする町民等の安全確保

心身に障害を有するもの、あるいは長期臥床又は認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断力の減退等による行動困難等、防災上困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の

配慮を必要とする。

(1) 災害時要援護者避難支援計画

町は、総務対策部（防災担当）と町民生活対策部（福祉担当）との連携の下、消防団自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して災害時要援護者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報を共有し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難支援計画策定にあたっては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月 災害時要援護者の避難対策に関する検討会）に基づくものとする。

(2) 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、災害時要援護者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 災害時要援護者及びその家族に対する指導

(ア) 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

(イ) 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する指導

(ア) 地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

(イ) 発災時には災害時要援護者の安全確保に協力すること。

ウ 緊急通信システムの整備

災害時に災害時要援護者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

4 観光客・旅行者等の安全確保

町、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理的に不慣れな観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進するものとする。

(1) 避難標識等の整備

町は、避難場所・避難路の標識が、観光客・旅行者にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標識とし、その安全確保に努める。

(2) 宿泊客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料、飲料水、医薬品の備蓄に努めるものとする。

5 外国人の安全確保

町は、町内に居住・来訪する外国人に対し、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

外国語の防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。